

障害者教育で新指針

配慮要る全児童を支援（文部科学省）

文部科学省は3月31日、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン」を策定した。2014年1月に批准した障害者権利条約を踏まえ、2004年に作成した「小中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制のためのガイドライン」を全面的に見直した。

新ガイドラインは、障害により教育上の特別の配慮を必要とする全児童を支援対象に位置付けたこと、幼稚園や高校なども情報共有の対象に加えたこと、関係者の役割分担と必要な資質などを明確化し

たことなどが特徴で、「概論」「設置者用」「学校用」「専門家用」「保護者用」で構成される。

このうち学校用では、学校全体がチームとして支援していくことや、学校・関係機関・保護者の連絡窓口となる特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けること、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用することなどを求めた。

（福祉新聞・第2808号 2017年2月24日）

在籍者6%に医療的ケア

特別支援学校を調査（文部科学省）

文部科学省が7日に発表した「2016年度特別支援学校における医療的ケアに関する調査結果」で、16年5月1日現在の特別支援学校在籍者13万5,120人のうち、8,116人（6%）が、延べ2万5,900件の医療的ケアを必要としていることが分かった。

必要とするケアの内訳（重複あり）は、口腔・鼻腔内吸引など呼吸器関係が1万7,793件、経管栄養

など栄養関係が6,114件、排せつ関係が631件などだった。

一方、公立小中学校では766人が、延べ1,135件の医療的ケアを必要としていることが分かった。

医療的ケアのために配置されている看護師は、特別支援学校が1,665人、小中学校が420人だった。

（福祉新聞・第2808号 2017年2月24日）